



平成 25 年 3 月 29 日

各 位

会社名 株式会社 関西アーバン銀行  
代表者名 頭 取 北 幸二  
(コード番号 8545 東証・大証第一部)  
問合せ先 執行役員経営企画部長 澤谷 和宏  
電話番号 06-6281-7000 (代表)

自己株式(第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式)の取得・消却  
並びに第三者割当による優先株式発行に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 3 月 29 日開催の取締役会において、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」といいます。）にお引受け頂いております当行第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式（以下、併せて「既発行優先株式」といいます。）の全部について、下記のとおり会社法第 156 条第 1 項の規定に基づく取得及び同法第 178 条に基づく消却を行うこと、並びに三井住友銀行に対して第三者割当により当行第一種優先株式を発行（以下、「本件第三者割当」といいます。）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、既発行優先株式の取得・消却及び当行第一種優先株式の発行については、平成 25 年 6 月 27 日に開催予定の当行第 150 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において、既発行優先株式の取得に関する普通決議の承認を得ること、当行第一種優先株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ること、及び会社法に基づき必要な手続が完了していること等を条件としております。

記

当行は、かねてより資本の質をより一層向上させるための施策を検討してまいりました。かかる状況の中、金融庁より、平成 25 年 3 月 8 日に国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示の改正「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）」等の一部改正（以下、「バーゼルⅢ告示」といいます。）が公布され、当行は、バーゼルⅢ告示の内容を考慮し、かつ、市場への影響を勘案した上で資本政策について検討を行いました。

その結果、当行が第三者割当の方法により発行するバーゼルⅢ告示においてコア資本に算入できるとされている強制転換条項付優先株式（以下、「新規優先株式」といいます。）を、三井住友銀行を割当先として第三者割当の方法により発行するとともに、現在三井住友銀行が保有し、バーゼルⅢ告示でコア資本に算入できないとされている、既発行優先株式を自己株式取得すること（以下、「本自己株式取得」といいます。）、当行連結子会社である KUBC Preferred Capital Cayman 2 Limited が発行し三井住友銀行が保有する優先出資証券（以下、「既発行優先出資証券」といいます。）を買い戻すこと、並びに当行が三井住友銀行より借り入れている永久劣後ローン及び期限付劣後ローン（以下、併せて「既存劣後ローン」といいます。）を返済すること（以下、併せて「本資本政策」といいます。なお、既発行優先出資証券の買い戻しの詳細については、本日付「優先出資証券の買戻し及び消却、子会社の解散、並びに特定子会社の異動に関するお知らせ」をご参照下さい。）について、当行と三井住友銀行の間で合意しました。

当行は、本資本政策を実施することにより、中核的な資本の質を高め、財務体質の強化を実現し将来の事業展開に備えるとともに、バーゼルⅢ告示完全適用時において、十分なコア資本を確保することを企図しております。また、当行は、資本基盤拡充の基、一層の合理化及び経営努力を重ねることで、安定した成長を目指していきます。

<スケジュール>

平成 25 年 3 月 29 日	本資本政策合意及び各種契約書の締結 当行取締役会決議
平成 25 年 6 月 27 日	本定時株主総会決議・種類株主総会決議（予定）
平成 25 年 7 月 25 日	新規優先株式払込期日（予定） 既発行優先株式の自己株式取得・消却（予定）

I. 自己株式の取得・消却について

1. 自己株式の取得・消却の内容

第一回甲種優先株式

(1) 取得及び消却する株式の種類	第一回甲種優先株式
(2) 取得及び消却する株式の総数	26,875,000 株（発行済第一回甲種優先株式に対する割合 97.72% （注1））
(3) 取得価額	1株当たり 800 円（注2）（発行価額 800 円）
(4) 取得価額の総額	21,500,000,000 円
(5) 取得先	株式会社三井住友銀行
(6) 取得・消却予定日	平成 25 年 7 月 25 日

第二回甲種優先株式

(1) 取得及び消却する株式の種類	第二回甲種優先株式
(2) 取得及び消却する株式の総数	23,125,000 株（発行済第二回甲種優先株式に対する割合 100%）
(3) 取得価額	1株当たり 800 円（注2）（発行価額 800 円）
(4) 取得価額の総額	18,500,000,000 円
(5) 取得先	株式会社三井住友銀行
(6) 取得・消却予定日	平成 25 年 7 月 25 日

（注1）発行済第一回甲種優先株式に対する割合は、小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。

（注2）これに加えて、経過優先配当相当額が取得価額として支払われる予定ですが、当該金額は今後決定される予定です。

2. 自己株式の取得・消却の条件

当行が、既発行優先株式を取得・消却する条件として、以下の全ての要件が整うことが前提となります。

- ① 既発行優先株式の取得について、本定時株主総会において承認を得ること
- ② 下記Ⅱ記載の新規優先株式の発行に係る払込みがなされること
- ③ 取得時点において必要な分配可能額が存在すること
- ④ 会社法に基づき必要な手続が完了していること

3. 支配株主との取引等に関する事項

本自己株式取得は支配株主との取引等に該当します。当行はコーポレート・ガバナンス報告書の「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」について、「当行と親会社等との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その基本方針に沿った規定を定め、その規定に従った運用としておりますので、少数株主の保護に反するような不利益な取引を行うことはございません。」と記載しております。当該指針への本自己株式取得の適合状況は以下のとおりです。

当行は、取締役会において本自己株式取得の内容及び条件の妥当性について審議した上、本自己株式取得を行うことを決議いたしました。

また、当行は、公正性を担保する措置として、当行及び当行の支配株主である三井住友銀行から独立した第三者算定機関である大和証券株式会社（以下、「大和証券」といいます。）に既発行優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、既発行優先株式の価値算定書を取得いたしました。なお、当行は、大和証券から取得価額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、大和証券は、当行の支配株主である三井住友銀行との間で利害関係を有しておりません。

さらに、当行は、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下、「東証上場規程」といいます。）第 441 条の 2 及び大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則（以下、「大証企業行動規範」といいます。）第 12 条の 2 に則り、下記Ⅱ. 11. のとおり、森・濱田松本法律事務所より本自己株式取得が少数株主にとって不利益ではないことに関する意見書（以下、「本意見書」といいます。）を、平成 25 年 3 月 28 日付で入手しております。

当行は、上記の大和証券より取得した価値算定書の内容及び結果並びに本意見書の内容を考慮し、また当行の置かれた事業環境・財務状況及び我が国の金融・経済状況についても考慮し、これらを総合的に勘案の上、既発行優先株式の取得価額を決定しており、既発行優先株式の取得価額は合理的な水準であると判断しております。

なお、本日開催の取締役会は、当行の取締役及び監査役全員が出席の上決議したものです。当行の全ての取締役及び監査役は、取得先である三井住友銀行の役職員を兼任しておらず、利益相反となり得る立場の者がいないことから、利益相反に係る特段の問題は生じないものと判断しております。

## Ⅱ. 第三者割当による優先株式発行について

### 1. 新規優先株式の概要

(1) 払込期日	平成 25 年 7 月 25 日
(2) 発行新株式数	73,000,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,000 円
(4) 調達資金の額	73,000,000,000 円
(5) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、三井住友銀行に全株式を割り当てます。
(6) 新規優先株式の特徴	<p>詳細は別紙(第一種優先株式発行要項)をご覧ください。</p> <p>優先株主の優先配当金は 1 株あたり 1,000 円に、6 ヶ月円 LIBOR に 2.50% を加えた比率と定義される第一種配当年率を乗じて算出した額としており、普通株主に優先して受け取ることができます。</p> <p>優先株式の配当・残余財産につき、非累積・非参加条項を定めております。</p> <p>議決権はありません。</p> <p>約 1 年半後より、普通株式を対価とする取得請求権が付されており、また、約 10 年後より、金銭を対価とする取得条項が付されています。さらに、普通株式を対価とする取得請求権に係る取得請求期間の末日の翌日には、普通株式を対価とする一斉取得条項が付されています。</p>

### 2. 新規優先株式発行の条件

当行が、新規優先株式を発行する条件として、以下の全ての要件が整うことが前提となります。

- ① 新規優先株式発行に必要な定款変更案について、本定時株主総会及び各種種類株主総会において承認を得ること
- ② 会社法に基づき必要な手続が完了していること

### 3. 募集の目的及び理由

本件第三者割当を行う目的及び理由は、前述のとおりです。当行は、本資本政策の検討に際して、新規優先株式の第三者割当増資以外にも様々な資金調達方法を検討してまいりました。

普通株式による資金調達方法については、今回の調達の規模を踏まえると、大規模な希薄化が直ちに生

じるため、既存株主の皆様の権利及び資産価値の下落が過大となる可能性が高く、資金調達方法としては妥当ではないものと判断いたしました。また、負債性の資金調達方法については、今回の調達の目的がバーゼルⅢ告示完全適用時におけるコア資本の確保であるところ、負債性の資金ではバーゼルⅢ告示完全適用時におけるコア資本に算入できないことから、資金調達方法としては妥当ではないものと判断いたしました。

以上のとおり、資本調達の目的をバーゼルⅢ告示完全適用時におけるコア資本の確保とする中で、希薄化による既存株主権利への影響を極力回避する観点も踏まえ、新規優先株式の第三者割当増資による方法が現時点において当行にとって最善の選択肢であると判断いたしました。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

73,000,000,000 円（72,650 百万円）

※ 調達する資金の額と差引手取概算額の差額 350 百万円の主なものは、登録免許税、フィナンシャル及びリーガル・アドバイザー・フィーです。

##### (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

新規優先株式の発行により調達した上記の差引手取概算額 72,650 百万円につきましては、平成 25 年 7 月 25 日に実施予定の既発行優先株式の自己株式取得資金（400 億円及びこれに対する経過優先配当相当額）、既発行優先出資証券の買戻し資金（150 億円）、及び既存劣後ローン（元本 180 億円）の返済資金として充当する予定です。

#### 5. 資金使途の合理性に関する考え方

前述のとおり、本資本政策を実施することにより、中核的な資本の質を高め、財務体質の強化を実現し将来の事業展開に備えるとともに、今後適用が予定されている自己資本比率規制完全適用時において、十分なコア資本が確保され、資本基盤拡充の基、一層の合理化及び経営努力を重ねることで、持続的かつ安定した成長を目指すことが可能となります。従って、本資金使途は当行にとって十分な合理性があるものと判断しております。

#### 6. 発行条件等の合理性

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当行は、新規優先株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、新規優先株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当行及び割当予定先から独立した第三者算定機関である大和証券に新規優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、新規優先株式の価値算定書を取得いたしました。大和証券は一定の前提（普通株式を対価とする取得請求権、当行株式の株価及び株価変動率、クレジットスプレッド等）の下、一般的な価値算定モデルである三項モデルを用いて新規優先株式の価値を算定しております。当行は、大和証券の価値算定書の内容及び結果、当行の株価及び株価変動率、新規優先株式の優先配当率、新規優先株式の株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得条項及び金銭を対価とする取得条項等の新規優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、また当行の置かれた事業環境・財務状況及び我が国の金融・経済状況を総合的に勘案の上、新規優先株式の発行条件及び払込金額を決定しており、当行としては、新規優先株式の発行条件及び払込金額は合理的な水準であると判断しております。

また、発行決議に際しまして、当行監査役 6 名（うち社外監査役 3 名）のうち、本日取締役会に出席し本件第三者割当に関する審議に参加した当行監査役 6 名全員（うち社外監査役 3 名）より、新規優先株式の価値及び価値に影響を与える様々な諸条件に関して、独立した第三者算定機関である大和証券より取得している価値算定書記載の結果及び本意見書も確認した上で、新規優先株式の

払込金額が割当予定先に特に有利でない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当行は、新規優先株式を 73,000,000 株発行することにより、総額 73,000,000,000 円を調達いたしますが、前述の資金使途及びそれが合理性を有していることに照らしますと、新規優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

新規優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権及び普通株式を対価とする一斉取得条項が付与された強制転換条項付転換型優先株式であります。取得請求期間については平成 27 年 1 月 1 日から平成 40 年 3 月 30 日と定められており、また、一斉取得条項については取得請求権に係る取得請求期間の末日の翌日に有効になるものであるため、現時点において直ちに既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じるものではありません。また、当行は、中期経営計画の確実な履行と合わせ、着実な剰余金の積み上げを実践することで、新規優先株式の返済を進めていき、普通株式への転換を極力回避したいと考えております。

なお、新規優先株式の当初取得価額は、取得請求期間の初日（平成 27 年 1 月 1 日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ 1 年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する額で決定されます。また、取得価額に上限は設定されておらず、下限については新規優先株式の発行決議日の前営業日（平成 25 年 3 月 28 日）の大阪証券取引所における当行普通株式の普通取引の終値の 70% に相当する額である 88.2 円となります。新規優先株式の全部について、下限取得価額 88.2 円により取得請求権が行使されたと仮定すると、最大で議決権数 827,664 個の普通株式に転換されることになり、当行が関東財務局に平成 25 年 1 月 30 日に提出した第 150 期第三四半期報告書に記載されている平成 24 年 9 月 30 日現在の当行の発行済普通株式に係る議決権総数である 730,921 個に対する割合は 113.23%（小数点第三位以下を切り捨てて表示）となります。

しかし、①新規優先株式の発行により、中核的な資本の質を高め、財務体質の強化を実現し将来の事業展開に備えるとともに、バーゼルⅢ告示完全適用時において、十分なコア資本を確保し、継続的な事業運営及び中期経営計画（本日付で別途公表した「中期経営計画の策定について」（対象期間：平成 25 年度～平成 27 年度）をご参照下さい。）を着実に遂行することが可能となること、②新規優先株式には金銭を対価とする取得条項が付されており、所定の条件を満たせば、普通株式の希薄化が生じることを回避することができる設計となっていること、③普通株式を対価とした取得請求権についても、発行日から約 1 年半後の日までには行使することができず、発行日において直ちに普通株式の希薄化が生じるものではないこと、④新規優先株式の手取金の過半は、既に普通株式を対価とする取得請求権の行使可能期間にある既発行優先株式の取得資金に充当されること、⑤当初転換価額及び修正後転換価額に下限を設定していること等からしますと、希薄化によって既存株主の皆様が生じ得る影響は限定的となっております。このことに照らせば、新規優先株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1) 名 称	株式会社三井住友銀行
(2) 所 在 地	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号
(3) 代表者の役職・氏名	頭取兼最高執行役員 國部 毅
(4) 事 業 内 容	銀行業、証券業、リース業、その他事業
(5) 資 本 金	1,770,996 百万円（平成 24 年 9 月 30 日現在）
(6) 設 立 年 月 日	平成 8 年 6 月 6 日
(7) 発 行 済 株 式 数	普通株式 106,248 千株 優先株式 70 千株

(8) 決 算 期	3 月		
(9) 従 業 員 数	48,501 名 (連結) (平成 24 年 9 月 30 日現在)		
(10) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	株式会社三井住友フィナンシャルグループ 100.00%		
(11) 当事会社との関係			
資 本 関 係	割当予定先は、当行の普通株式を 361,097 千株、第一回甲種優先株式を 26,875 千株、第二回甲種優先株式を 23,125 千株保有しております。		
人 的 関 係	割当予定先出身者が、当行の取締役役に 4 名、当行の監査役に 1 名それぞれ就任しております。 また、割当予定先の従業員が当行に 7 名、当行の従業員が割当予定先に 2 名出向しております。		
取 引 関 係	割当予定先と当行は、金銭貸借取引及び預金取引等を行っております。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は当行の関連当事者に該当します。		
(12) 最近 3 年間の経営成績及び財政状況 (単位：百万円。特記しているものを除きます。)			
決算期	平成 22 年 3 月期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期
連 結 純 資 産	6,894,564	6,983,132	7,276,706
連 結 総 資 産	120,041,369	132,715,674	138,251,602
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	49,036.12	50,344.52	53,960.98
連 結 経 常 収 益	2,579,933	2,711,380	2,687,911
連 結 経 常 利 益	557,781	751,208	857,919
連 結 当 期 純 利 益	332,497	450,832	533,816
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	4,240.20	4,184.89	5,024.23
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	普通株式 1,620 第 1 回六種優先株式 88,500	普通株式 1,388 第 1 回六種優先株式 88,500	普通株式 1,485

(注) 1 株当たり連結純資産及び 1 株当たり連結当期純利益の計数算出については、優先株式を含めておりません。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先である三井住友銀行は、当行の既発行優先株式を保有する先であること、当行の親会社として当行の経営・財務の状況及び本資本政策の必要性についてご理解をいただいている先であることから、当行が必要と考える本資本政策を迅速かつ確実に実行するために最適な先であると判断いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当行は、割当予定先から、原則として、新規優先株式を中長期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに割当予定先が関東財務局に平成 24 年 6 月 29 日に提出した有価証券報告書及び平成 24 年 11 月 29 日に提出した半期報告書に記載の経常収益、総資産、純資産、現預金等の規模を確認する等し、払込期日までに新規優先株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

8. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

新規優先株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから新規優先株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株式会社三井住友銀行	48.93%	同左	
銀泉株式会社	4.91%		
株式会社セディナ	3.74%		
TAIYO FUND, L.P.	3.20%		
三井住友カード株式会社	2.41%		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2.18%		
三井住友ファイナンス&リース株式会社	2.14%		
株式会社日本総合研究所	1.74%		
関西アーバン銀行自社株投資会	1.25%		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 4)	0.94%		

(2) 第一回甲種優先株式

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株式会社三井住友銀行	97.72%	日新火災海上保険株式会社	100.00%
日新火災海上保険株式会社	2.27%		

(注 1) 本件第三者割当の払込期日に、三井住友銀行が保有する株式を取得・消却する予定です。

(注 2) 持株比率については、小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。

(3) 第二回甲種優先株式

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
株式会社三井住友銀行	100.00%	該当なし	

(注) 本件第三者割当の払込期日に全株式を取得・消却する予定です。

(4) 第一種優先株式

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後	
該当なし		株式会社三井住友銀行	100.00%

(5) 第一種優先株式発行後、第一種優先株式の全てが普通株式に転換された場合における三井住友銀行の持株比率

募集前（平成 24 年 9 月 30 日現在）		募集後（注）	
株式会社三井住友銀行	52.13%	株式会社三井住友銀行	75.90%

(注 1) 第一種優先株式の下限取得価額である 88.2 円で第一種優先株式の全てが普通株式に転換された場合の普通株式 827,664,399 株を三井住友銀行が全て保有した前提であり、また、三井住友銀行が保有する既発行優先株式については、取得・消却された前提で記載しております。

(注 2) 持株比率については、小数点第三位以下を切り捨てて表示しております。

9. 今後の見通し

本件第三者割当を実施することにより、当行は中核的な資本の質を高め、中期経営計画を着実に実行し、

「存在感」の高い関西 No.1 広域地銀の実現を目指してまいります。

なお、本資本政策により、バーゼルⅢ告示の経過措置を考慮した当行の平成 25 年 3 月末の連結コア資本比率は 8%程度、バーゼルⅢ告示完全適用を仮定した場合の当行の平成 25 年 3 月末の連結コア資本比率は 4%程度となる見込みです。

#### 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、希薄化率が 25%以上となる可能性があることから、東証上場規程第 432 条及び大証企業行動規範第 2 条の定めに従い、本件第三者割当の必要性及び相当性について、下記 11. のとおり、本意見書を入手しております。

#### 11. 支配株主との取引等に関する事項

本件第三者割当は支配株主との取引等に該当します。前記の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本件第三者割当の適合状況は以下のとおりです。

当行は、取締役会において本件第三者割当の内容及び条件の妥当性について審議した上、本件第三者割当を行うことを決議いたしました。

また、当行は、公正性を担保する措置として、当行及び当行の支配株主である三井住友銀行から独立した第三者算定機関である大和証券を選定の上、新規優先株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、新規優先株式の価値算定書を取得いたしました。なお、当行は、大和証券から発行価額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、大和証券は、当行の支配株主である三井住友銀行との間で利害関係を有しておりません。

さらに、当行は、東証上場規程第 432 条及び大証企業行動規範第 2 条並びに東証上場規程第 441 条の 2 及び大証企業行動規範第 12 条の 2 に則り、本件第三者割当の必要性及び相当性並びに本件第三者割当及び本自己株式取得が少数株主にとって不利益でないことに関して、大要下記のとおり、本意見書を入手しております。

同意見書においては、事実関係等に関する一定の前提条件等の下で、①当行の現行自己資本比率規制における自己資本比率及び Tier1 比率の状況並びにバーゼルⅢ告示の完全適用を仮定した場合のコア資本比率の試算、②本資本政策は、バーゼルⅢ告示の完全適用に備えて、コア資本に算入されなくなる資本調達手段を取得、買戻し又は返済し、コア資本に算入される強制転換条項付優先株式を発行することを企図するものであり、本件第三者割当及び本自己株式取得はその一環として行われること、③バーゼルⅢ告示の完全適用を仮定しても最低規制水準を満たすコア資本を早期に積み上げることが当行の信用維持のために重要であると当行は判断しており、かかる信用維持が当行の中期経営計画の目標達成の前提となること、④バーゼルⅢ告示においてコア資本に算入できる資本調達手段は普通株式又は強制転換条項付優先株式のみであるところ、本資本政策実施のために必要な資金調達額を普通株式で調達するとすれば大規模な希薄化が直ちに生じるし、当行及び大和証券は、かかる規模での市場からの普通株式による調達は現実的ではないと認識していること、⑤当行において、その行内規定に従い、アームズレングスルールの検証手続が行われていること、⑥新規優先株式は株式価値算定書において算定された株式価値を上回る金額を払込金額として発行され、また、本自己株式取得は株式価値算定書において算定された既発行優先株式の株式価値を下回る金額で実施されること、⑦新規優先株式の内容としては、優先配当年率は既発行優先株式の優先配当年率を下回り（本資本政策の実施により税考慮後のキャッシュアウトの負担も軽減されると試算されている。）、普通株式を対価とする取得請求権行使可能期間は平成 27 年 1 月 1 日まで開始せず、かつ、当行のイニシアチブにより払込金額及び経過優先配当金相当額の金銭を対価として取得することが可能とされていること等の諸事情を総合的に考慮すれば、(1)本件第三者割当について、当行の資金調達の必要性及び他の資金調達手段との比較において相当性が認められ、また、その発行条件は、当行のおかれた状況に照らして相当性が認められ、かつ、(2)本件第三者割当及び本自己株式取得については、いずれも、当行の少数株主に不利益なものであるとは認められない旨の意見が述べられています。

なお、本日開催の取締役会は、当行の取締役及び監査役全員が出席の上決議したものです。当行の全ての取締役及び監査役は、割当先である三井住友銀行の役職員を兼任しておらず、利益相反となり得る立場



の者がいないことから、利益相反に係る特段の問題は生じないものと判断しております。

## 12. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)(単位:百万円。特記しているものを除く。)

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
連結経常収益	99,198	116,487	107,720
連結経常利益	△39,290	6,163	10,500
連結当期純利益	△24,125	5,275	6,272
1株当たり連結当期純利益(円)	△40.18	5.00	6.41
1株当たり配当金(円)	普通株式 3.00 第一回甲種優先株式 33.28 第二回甲種優先株式 33.28	普通株式 3.00 第一回甲種優先株式 31.50 第二回甲種優先株式 31.50	普通株式 3.00 第一回甲種優先株式 30.71 第二回甲種優先株式 30.71
1株当たり連結純資産(円)	103.63	105.62	111.18

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年9月30日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	普通株式 737,918,913株 第一回甲種優先株式 27,500,000株 第二回甲種優先株式 23,125,000株	100.00% (注) — (注) —
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	227,358,231株	30.81%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	227,358,231株	30.81%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(注) 第一回甲種優先株式及び第二回甲種優先株式は議決権を有しないため、発行済普通株式数に対する比率は記載しておりません。

(3) 最近の株価の状況

(注) 大阪証券取引所における株価を表示しております。

①最近3年間の状況

	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
始値	158円	147円	147円
高値	215円	163円	152円
安値	104円	105円	121円
終値	145円	147円	126円

②最近6ヶ月の状況

	平成24年 10月	平成24年 11月	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月
始値	103円	99円	106円	120円	116円	120円
高値	105円	106円	119円	125円	123円	139円
安値	96円	96円	104円	109円	110円	119円
終値	98円	105円	116円	115円	120円	126円

(注) 平成25年3月の株価については、平成25年3月28日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日の状況

	平成 25 年 3 月 28 日
始 値	131 円
高 値	131 円
安 値	125 円
終 値	126 円

(4) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況  
該当事項はありません。

13. 発行要項

別紙「株式会社関西アーバン銀行第一種優先株式発行要項」をご参照下さい。

以 上

## 株式会社関西アーバン銀行

### 第一種優先株式発行要項

1. 募集株式の種類

株式会社関西アーバン銀行第一種優先株式（以下、「第一種優先株式」という。）

2. 募集株式の数

73,000,000株

3. 払込金額

1株につき金1,000円（総額金73,000,000,000円）

4. 増加する資本金の額

1株につき金500円（総額金36,500,000,000円）

5. 増加する資本準備金の額

1株につき金500円（総額金36,500,000,000円）

6. 募集方法

第三者割当ての方法により、株式会社三井住友銀行に第一種優先株式の全株式を割り当てる。

7. 払込期日

平成25年7月25日

8. 第一種優先配当金

(1) 第一種優先配当金の額

当社は、定款に定める期末配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主（以下、「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下、「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株当たり1,000円に、下記(2)に定める第一種配当年率（以下、「第一種配当年率」という。）を乗じて算出した額（ただし、第一種優先株式の払込期日の属する事業年度に係る期末配当については、当該払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの日数を365で除して得られる数を当該額に乗じて得られる額）（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。以下、「第一種優先配当金」という。）を配当する。ただし、当該期末配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として下記9.に定める第一種優先中間配当金の配当を行ったときは、当該第一種優先中間配当金を控除した額とする。

(2) 第一種配当年率

第一種配当年率＝6ヵ月円LIBOR+2.50%

なお、第一種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、四捨五入する。

「6ヵ月円 LIBOR」とは、平成26年3月31日に終了する事業年度については平成25年4月1日および同年10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）、それ以降に開始する事業年度については各年率修正日およびその直後の10月1日（当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日）のロンドン時間午前11時の2時点において、英国銀行協会（BBA）によって公表されるユーロ円6ヵ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（以下、「ユーロ円 LIBOR 6ヵ月物」という。）の平均値を指すものとする。ユーロ円 LIBOR 6ヵ月物が公表されない場合には、当該公表がなされなかった各年率修正日またはその直後の10月1日（当日が銀行休業日の場合は前営業日）の午前11時の日本円6ヵ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められる数値を、ユーロ円 LIBOR 6ヵ月物に代えて用いるものとする。

「年率修正日」は、毎年4月1日とする。当日が、英国ロンドンにおいて銀行が休業日の場合は前営業日を年率修正日とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して配当する剰余金の額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

9. 第一種優先中間配当金

当社は、定款に定める中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき第一種優先配当金の2分の1を上限とする金銭（以下、「第一種優先中間配当金」という。）を配当する。

10. 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。なお、経過第一種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第一種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）から、分配日の属する事業年度において第一種優先株主又は第一種優先登録株式質権者に対して支払われた第一種優先中間配当金の額を控除した額をいう。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

11. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、法令に別段の定めがある場合はこの限りでない。

## 12. 普通株式を対価とする取得請求権

第一種優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当会社に対して、下記(2)に定める財産を対価として自己の有する第一種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当会社は、第一種優先株主がかかる取得の請求をした第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種優先株主に対して交付するものとする。

### (1) 取得を請求することができる期間

平成27年1月1日から平成40年3月30日まで（以下、「取得請求期間」という。）とする。

### (2) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株主が取得の請求をした第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(3)ないし(5)に定める計算式により計算される取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

### (3) 当初取得価額

当初取得価額は、取得請求期間の初日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値（下記に定義する。）のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。以下、「終値」という。）の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。ただし、かかる計算の結果、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。なお、当初取得価額には上限を設けない。

### (4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求期間において、毎年1月1日（以下、それぞれ「取得価額修正日」という。）における時価（下記に定義する。）に修正されるものとし、取得価額は当該取得価額修正日以降、翌取得価額修正日の前日（または取得請求期間の終了日）までの間、当該時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が88.2円（以下、「下限取得価額」という。）を下回るときは、修正後取得価額は下限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに、下記(5)の規定により調整された場合には、下限取得価額についても同様の調整を行うものとする。なお、取得価額には上限を設けない。

上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得価額修正日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

### (5) 取得価額の調整

- A. 当会社は、第一種優先株式発行後、下記(イ)ないし(へ)のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(イ)取得価額調整式に使用する時価（下記C.（イ）に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する当会社の普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）その他の証券（以下、あわせて「取得請求権付株式等」という。）、または当会社の普通株式の交付と引き換えに当会社が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下、あわせて「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ロ)株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降これを適用する。

(ハ)取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記D. に定義する意味を有する。以下、本(ハ)、下記(ニ)および(ホ)ならびに下記C.（ニ）において同じ。）をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全てが当初の取得価額で取得されまたは当初の行使価額で行使されることにより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合は効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下、「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全てが価額決定日に確定した取得価額で取得されまたは行使価額で行使されることより普通株式の交付がなされたものとみなして取得価額調整式を適用して算出するものとし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ニ) 当社が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本A. または下記B. と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下、「修正日」という。)における修正後の価額(以下、「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下、「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ハ)または本(ニ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(4)による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(ハ)または本(ニ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(ホ) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ハ)または(ニ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記E. に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ホ)による調整は行わない。

(ヘ) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数(効力発生日における当社の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

B. 上記A. (イ)ないし(ヘ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断

する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- C. (イ)取得価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、調整後取得価額を適用する日に先立つ1年間における出来高が最大の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値とし、その計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日目に始まる30取引日の間に取得価額の調整事由が生じた場合、「時価」は、本(5)に準じて調整する。
- (ロ)取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (ハ)取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記A. (イ)ないし(ハ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、また基準日がない場合は、調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記A. およびB. に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記A. (ニ)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記A. (ハ)または(ニ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
- (ニ)取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額」とは、(i)上記A. (イ)の場合には当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、(ii)上記A. (ロ)および(ヘ)の場合には0円、(iii)上記A. (ハ)ないし(ホ)の場合には価額（ただし、(ニ)の場合は修正価額）とする。
- D. 上記A. (ハ)ないし(ホ)および上記C. (ニ)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- E. 上記A. (ホ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記C. (ハ)に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- F. 上記A. (イ)ないし(ハ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当会社の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記A. (イ)ないし(ハ)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- G. 取得価額調整式により算出された上記A. 柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引



いた額（ただし、円位未満小数第3位までを算出し、その小数第3位を切り捨てる。）を使用する。

(6) 合理的な措置

上記(3)および(4)に定める取得価額（第14項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(6)において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(7) 取得請求受付場所

大阪市中央区北浜四丁目5番33号  
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

(8) 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(7)に記載する取得請求受付場所の営業時間内に取得請求受付場所に到着したときに発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

(1) 金銭を対価とする取得条項

当会社は、平成35年7月1日以降、取締役会が別に定める日（以下、「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において、東京証券取引所（当会社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、当該取締役会開催の日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当会社の普通株式の普通取引の終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第12項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第一種優先株式の取得と引換えに、第一種優先株式1株につき、1,000円に経過第一種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第10項に定める経過第一種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第一種優先配当金相当額を計算する。

14. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていない第一種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当会社は、かかる第一種優先株式を取得するのと引換えに、各第一種優先株主に対し、その有する第一種優先株式数に1,000円を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下、「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第一種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値のない日数を除く。）の毎日の東京証券取引所（当社の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、一斉取得日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

15. 株式の併合もしくは分割、または株式無償割当て等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第一種優先株式について株式の併合、分割または無償割当ては行わない。

当社は、第一種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

16. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以上